

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」、  
「社会内処遇における新たな措置の導入」  
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の  
在り方」（検討課題等）（2）

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」,「社会内処遇における新たな措置の導入」  
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」(検討課題等)(2)

#### 第4 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等

##### 考えられる施策・制度の概要

- 1 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除について,活用しやすくするため,判断主体を地方更生保護委員会から保護観察所の長に変更する。
- 2 刑の執行猶予中の保護観察について解除することができるものとする。

##### 【検討課題】

##### 1 仮解除の活用促進

###### 必要性

- ・ 仮解除の活用を促進する必要性
- ・ 判断主体を保護観察所の長に変更する必要性  
判断主体を保護観察所の長に変更することの相当性
- ・ 現行法の趣旨
- ・ 仮解除の要件を保護観察所の長が判断することの相当性

###### 仮解除の手續

- ・ 判断主体の変更に伴って変更すべき点の有無等
- 仮解除の基準等
- ・ 判断主体の変更に伴って変更すべき点の有無等

##### 2 刑の執行猶予中の保護観察を解除できる制度の導入

###### 必要性

###### 相当性

###### 判断主体

###### 解除の要件及び手續

###### 解除の効果

## 【参照条文】

仮解除の手續及び基準等を定める規定

### 〔刑法（明治40年法律第45号）（抄）〕

（刑の全部の執行猶予中の保護観察）

第25条の2 前条第1項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第2項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、前条第2項ただし書及び第26条の2第2号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

### 〔更生保護法（平成19年法律第88号）（抄）〕

（保護観察の仮解除）

第81条 刑法第25条の2第2項又は第27条の3第2項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもってするものとする。

### 〔犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号）（抄）〕

（保護観察の仮解除の基準等）

第103条 法第81条第1項に規定する申出は、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときにするものとする。

第104条 法第81条第1項の決定は、前条の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

## 第5 外部通勤作業や外出・外泊の活用等

### 考えられる施策・制度の概要

刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図り，社会復帰を促進するため

- 外部通勤作業や外出・外泊をより活用する。
- 刑事施設内における開放的処遇を拡大する。
- 仮釈放後に段階的な処遇を実施する。

### 【検討課題】

#### 1 外部通勤作業，外出・外泊の活用

外部通勤作業，外出・外泊をより活用するための方策

- ・ 刑事施設と保護観察所との連携強化
- ・ 更生保護施設，自立準備ホームの活用
- ・ 外部通勤作業としての就労環境の整備等  
更生保護施設等が外部通勤作業，外出・外泊を受け入れた際  
の取組
- ・ 取組の具体的な内容
- ・ 取組について明文の根拠を規定すべきか  
法整備の要否

#### 2 刑事施設内の開放的な処遇の拡大

趣旨・目的

具体的内容

対象とする受刑者，要件，決定手続

法整備の要否

#### 3 仮釈放後の段階的な処遇の実施

趣旨・目的

更生保護施設への宿泊を伴う段階的な処遇の活用の可否

宿泊を伴う処遇後の指導の在り方

法整備の要否

## 第6 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等

### 考えられる施策・制度の概要

- 1 保護観察の処遇方針の策定等のため、少年鑑別所への通所による調査をより活用する。
- 2 保護観察の遵守事項違反があった場合に、執行猶予の取消しの申出をするか、新たな特別遵守事項を定めるなどして保護観察を継続するかを判断するため、少年鑑別所への収容を伴う集中的な調査を行う制度を設ける。

### 【検討課題】

#### 1 少年鑑別所への通所による調査

必要性

調査の時期

- ・ 保護観察導入期におけるアセスメント
- ・ 処遇方針等を策定するための調査
- ・ 保護観察開始後、処遇の経過に応じて行う調査

調査の内容

対象者（年齢や保護観察の種別）

手続

#### 2 少年鑑別所への収容を伴う集中的な調査

必要性

調査の内容

対象者（年齢や保護観察の種別）

要件

期間

手続その他

## 第7 更生保護事業の体系の見直し

### 考えられる施策・制度の概要

更生保護施設が行う専門的な処遇等を更生保護事業として明文で定める。

#### 【検討課題】

##### 1 必要性等

必要性

内容

##### 2 参入要件・監督の在り方

事業として認める場合の要件

- ・ 許認可にするか，届出又は登録とするか。
- ・ 許認可とする場合の判断主体や届出とする場合の届出先をどうすべきか。

事業に対する監督の内容

- ・ 新たに区分を設ける事業に対する監督の内容はどうあるべきか。

##### 3 その他

自立準備ホームの事業の法的位置付け

- ・ 更生保護事業として位置付ける必要性及び相当性

## 【参照条文】

### 更生保護事業の内容

#### 〔更生保護事業法（平成7年法律第86号）（抄）〕

（定義）

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業，一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であって現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適應させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一～十 （略）

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への歸住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に應ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業，一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

7 この法律において「更生保護施設」とは、被保護者の改善更生に必要な保護を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するものをいう。

（公益事業及び収益事業）

第六条 更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を更生保護事業若しくは公益事業（犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生又は犯罪の予防に資するものとして法務省令で定めるものに限る。第四十二条第二号において同じ。）に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。